

平成 29 年度 知財ビジネス評価書作成支援 公募要領 (伴走型支援枠)

中小企業知財金融促進事業事務局
(受託事業者：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

1. 伴走型支援の目的

伴走型支援では、「金融機関における知財金融に関する取り組みの組織的展開の促進」の実現を目的としています。

伴走型支援は、個別の取引先の支援ではなく、組織的展開を目的としております。そのため、応募にあたっては検討した施策を実行に移すための調整を組織内で行っていただく必要があり、そのような調整に適した部門からの応募を想定しております。

- ・平成 28 年度の伴走型支援の採択金融機関では、融資企画部門、営業企画部門、成長支援部門、地域支援部門から応募いただき、検討する施策の内容に応じて、適宜営業店や人材育成部門等との意見交換を行っています。
- ・また、伴走型支援での成果は本事業における知財金融シンポジウムで事例報告をお願いすることもあるため、**年度内で一定の成果が見えることを前提としています。**

2. 伴走型支援の内容

(1) 全体の構成

伴走型支援では、応募金融機関における知財金融に関する取り組みの組織的展開に関して以下の 2 つのアプローチでの支援を実施いたします。

【伴走型支援 枠】知財金融に関する新しい組織的な施策を企画・実施し、先行的に事例を創出(ツール、手法、研修コンテンツ等を新規開発)
【伴走型支援 枠】平成 28 年度の伴走型支援での成果(ツール、手法、研修コンテンツ等)を活用して標準化された組織的な施策を企画・実施

- ・なお、【伴走型支援 枠】における「新しい組織的な施策」や「先行的に事例を創出」の「新しい」「先行的」は事務局の観点によるものであり、採択金融機関にとって「新しい」「先行的」な施策・事例であっても必ずしも【伴走型支援 枠】に該当するとは限りません。事務局にて平成 28 年度の伴走型支援での成果に類すると想定される場合は【伴走型支援 枠】での採択となります。
- ・そのため、【伴走型支援枠】の応募に際しては、【 枠】【 枠】を特定した形での募集は行わず、【伴走型支援枠】として応募いただき、事務局にて申込金融機関に内容を確認の上で【 枠】【 枠】のいずれに該当するかを相談させていただきます。
- ・【伴走型支援 枠】【伴走型支援 枠】のいずれも、取引先企業の知財活用状況を把握する上で知財ビジネス評価書の作成も可能です(伴走型支援では知財ビジネス評価

書の作成は必須ではありません。

(2)【伴走型支援 枠】知財金融に関する新しい組織的な施策を企画・実施し、先行的に事例を創出（ツール、手法、研修コンテンツ等を新規開発）

【伴走型支援 枠】では、採択金融機関の企画部門において検討している知財金融に関する新しい組織的な施策について、当社研究員・コンサルタントが企画・実施の支援（アドバイザー）を行い、先行的な事例の創出（ツール、手法、研修コンテンツ等の開発）を行います。

【伴走型支援 枠】での開発の対象となりうる施策の例として、以下を想定しています。

- ・ 知財金融の観点を踏まえた、事業性評価ツールの見直し
- ・ 知財金融の観点を踏まえた、審査における営業部門・融資部門の目線合わせ
- ・ 知財金融の観点を踏まえた、営業スキーム（独自ツール、営業手法含む）の開発
- ・ 知財金融の観点を踏まえた、人材育成・評価制度の開発（例：部店評価制度の見直し等）
- ・ 知財を切り口とした中小企業支援に係わる自治体施策と連携した、当該金融機関としての独自スキーム（独自ツール、自治体・支援機関等との提携を含む）の開発

(3)【伴走型支援 枠】平成 28 年度の伴走型支援での成果（ツール、手法、研修コンテンツ等）を活用して標準化された組織的な施策を企画・実施

【伴走型支援 枠】では、平成 28 年度の伴走型支援での成果（ツール、手法、研修コンテンツ等）を活用して標準化された組織的な施策をもとに、当社研究員・コンサルタントが採択金融機関の企画部門と調整し、カスタマイズ（企画・調整）に関する支援（アドバイザー）を行います。

平成 28 年度の伴走型支援での成果（ツール、手法、研修コンテンツ等）としては以下があります。

- ・ 知財金融の観点を踏まえた、標準的な定性評価シート
- ・ 知財金融の観点を踏まえた、営業におけるコミュニケーションツール（ヒアリングの観点、フィードバックにおける専門家コメント）
- ・ 知財金融の観点を踏まえた、取引先企業の実態把握のための分析スキル向上研修

2. 募集について

(1) 募集内容

件名	知財金融促進事業 伴走型支援
募集期間	平成 29 年 6 月 19 日～平成 29 年 12 月末 ただし採択予定件数に達し次第終了 事前連絡について 伴走型支援への応募を検討される金融機関は、応募を予定されている内容などについて、 必ず事務局に対し事前連絡または個別相談会への参加 をするようにしてください。(事前連絡なしの応募は受け付けることができませんので、応募を検討される金融機関は、事務局にご一報をお願いいたします。) 事務局：TEL: 03-6733-1405 E-mail: ipf@murc.jp 担当者：知的財産コンサルティング室 上野 翼(うえの つばさ) 渡部正泰(わたなべ まさやす) 事前連絡の期限 - 平成 29 年 7 月 7 日(金) 17:00 伴走型支援の応募に関する「 事前連絡 」の期限は、 平成 29 年 7 月 7(金) 17:00 まで とさせていただきます。(上記期限以降の事前連絡は受け付けることができませんのでご了承ください。)
募集形式	公募
採択予定金融機関数	枠・ 枠の合計で 10 機関程度 応募状況に応じて前後する可能性があります

(2) 応募資格(下記の応募資格の全てを満たす機関であること)

応募資格

- 中小企業への融資を行っている金融機関であること。
- 採択された場合に、伴走型支援採択金融機関として、金融機関名を公表することに同意できること。(評価の対象となった企業の名称公開は任意です。)
- 応募申込書に記載した内容等について、事務局による問い合わせに対応できること。
- 伴走型支援に対して担当者個人ベースではなく、組織的に対応すること。
- 対象企業が中小企業であり、登録されている特許権・実用新案権・意匠権・商標権のいずれかを有していること。(出願中の場合や権利失効している場合は対象外です)
- 知財ビジネス評価書を利用される場合は、対象企業の内諾を得ており、ヒアリングを実施する調査会社を指定した場合には、対象企業へのヒアリングが可能であること。
- 知財ビジネス評価書利用後 5 年間、金融機関内部での知財ビジネス評価書の活用状況等について、特許庁もしくは特許庁が委託する事業者によるフォローアップ調査への協力が可能であること。
- その他、本応募要領に記載されている内容について承諾すること。
- 評価の対象企業が次のいずれにも該当しない者であること。

- * 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- * 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- * 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- * 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

ヒアリング等を通じて得た内容につきましては、特許庁に事例として報告をさせていただきます。また貴社及び案件当事者の同意を前提として事例として公表させていただく場合があります。

(3) 応募方法

応募にあたっては、「4. 個人情報保護」の内容にご同意いただいたうえで、以下の書類を「提出場所」に記載の宛先まで電子メールもしくは郵送にてお送りください。審査の過程で、応募内容に関する問い合わせや相談をさせていただきます。

提出書類

- 1) 応募申込書(応募書類)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

提出書類の返却は致しませんので、ご了承ください。

提出期限

平成29年6月19日より随時提出いただけます。ただし、年度の途中で採択予定件数の上限に達した場合は、募集を締め切らせていただきます。

事前連絡について

伴走型支援への応募を検討される金融機関は、応募を予定されている内容などについて、**必ず事務局に対し事前連絡**をするようにしてください。(事前連絡なしの応募は受け付けることができませんので、応募を検討される金融機関は、まずは事務局にご一報をお願いいたします。)

事務局：TEL: 03-6733-1405 E-mail: ipf@murc.jp

担当者：知的財産コンサルティング室

上野 翼(うえの つばさ)

渡部正泰(わたなべ まさやす)

事前連絡の期限 - 平成29年7月7日(金) 17:00

伴走型支援の応募に関する「事前連絡」の期限は、平成 29 年 7 月 7 日（金）17:00 までとさせていただきます。（上記期限以降の事前連絡は受け付けることができませんのでご了承ください。）

提出場所

【メールでの応募】

E-mail: ipf@murc.jp

メールの件名に、「伴走型支援応募」と記載してください。

【郵送での応募】

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

中小企業知財金融促進事業事務局

渡部 正泰

封筒に「知財金融促進事業 伴走型支援応募書類在中」と朱書きすること。

3. 結果の通知について

- * 応募いただいた案件から随時選定を行い、採択・不採択に関わらず結果を通知します。（調査の開始時期については、ご相談をさせて頂く場合があります。）
- * 採択されなかった場合についての応募書類につきましては当社にて書類を廃棄します。
- * 特定の地域、金融機関、伴走型支援の内容に係る応募が集中した場合は、本事業を広くご利用いただきたい趣旨から採択する案件を制限させていただく可能性があります。

4．個人情報保護

提出頂いた個人情報は、当社の「個人情報保護方針」

(<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>) に従って、適切に取扱います。以下にご同意の上、応募申込書にご記入ください。

(1) 個人情報の利用目的

お預かりした個人情報は、選考等に係る当社からの連絡にのみ使用します。また選考書類使用後は当社にて書類を破棄します。案件が採択された方については、知財ビジネス評価書に係る業務終了時に書類を破棄します。

(2) 個人情報の共同利用・第三者提供

お預かりした個人情報の共同利用及び第三者提供の予定はありません。

(3) 個人情報の取扱いの委託

利用目的の範囲内において、当社以外の第三者に個人情報の取り扱いを委託することがあります。その場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います。

(4) 個人情報の提供の任意性とそれに対する影響

個人情報の提供は任意です。但しご依頼した資料をご提供いただけない場合、選考の対象から外れる場合があります。

(5) 個人情報に関するお問い合わせ

お預かりした個人情報の開示、訂正等、利用停止等、若しくは利用目的の通知のご請求または個人情報に関する苦情のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

個人情報保護に関するお問い合わせ先：

(特許庁受託事業) 中小企業知財金融促進事業事務局
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
知的財産コンサルティング室 担当：上野(うえの)
〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー
TEL: 03-6733-1405 E-mail: ipf@murc.jp

5．問い合わせ先

(特許庁受託事業) 中小企業知財金融促進事業事務局
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
知的財産コンサルティング室
担当：上野 翼(うえの つばさ)、渡部 正泰(わたなべ まさやす)
〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー
TEL: 03-6733-1405 E-mail: ipf@murc.jp

以上